

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 都市計画課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
測量法	測量成果の複製の承認（公共測量）	令和 7 年 4 月 1 日
1 根拠条項 （測量成果の複製） 第四十三条 公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。 関係条項 測量法施行規則（昭和 2 4 年建設省令第 1 6 号）第 4 条 2 審査基準 測量法第 2 9 条の規定に基づく承認取扱要領（平成 2 0 年 3 月 3 1 日付け国地達第 1 3 号）第 3 条の規定による。 3 標準処理期間 1 4 日		